

令和4年
12月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月16日（金曜日）

議 事 日 程

令和4年12月16日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第34号から議案第41号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	小杉知弘君
2番	古川元規君
3番	加藤智恵子君
4番	田村馨君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	渡辺光君
教育長	早川誠一君
総務課長	松本良樹君
生活環境課長	田中勝君
会計管理者	林輝君
代表監査委員	川崎正夫君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 松 本 良 樹

事務局 係 長 喜 田 義 樹

午前10時00分 開議

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和4年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第34号から議案第41号まで

○議長（前原英石君） 日程第1 議案第34号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第41号 令和4年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）まで、8件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） おはようございます。6番竹島貴行です。

質問に先立ち、まず渡辺新村長、そして小杉新議員におかれましては、それぞれの立場でのご活躍を祈念しております。村長におかれましては、掲げられた4つの公約をこれからの舟橋村づくり政策に生かされ、実現されますことを村民の皆さんとともに期待しております。また、小杉議員には、公約として掲げられました「もっと！！ふなはし新時代」という思いを議員活動に生かされますことを期待させていただきます。私も新たな視点でのご指導を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、私の質問は、通告しております待機児童問題についてです。

6月議会、9月議会で保育所入所における待機児童問題を質問しました。

6月議会で、前村長から議会冒頭の議案提案理由説明で「4年度は待機児童の発生なしで乗り越えるめどがつかしました。今後は、育児休業を再度取得していただいた方の1歳児を全て受入れできるよう、また転入で舟橋村にお越しいただいた方のお子さんが速やかに入園できるよう、担当課とともに状況を注視し対応していきます」と表明がなさ

れました。

このとき述べられた4年度というのは5年度の間違いだと思いますが、4年度である現在も育児休業延長補助金が支払われており、今議会でも議案第38号の補正予算に対象者増により育児休業延長補助金248万円が増額計上されていますので、待機児童は現在も存在するという事です。しかし、議事録には4年度と村長が述べていることになっていますので、担当課長に再確認をさせていただきます。

また、9月議会においても、待機児童について私は改めて質問しました。

9月議会議事録から抜粋ですが、前村長は「待機児童の件については、一言で言えば、ないと。待機児童は発生しないと。発生していないということですから、ないということになると思います」と答弁されています。

このとき、前村長はなぜに待機児童問題はないと明言されたのか、今でも疑問に思っています。なぜなら、私が質問を行った背景は、村民の方から、来春の保育所の入所申込みを役場窓口で行ったところ、入所できるかどうか分からないという対応をされ、困っている保護者がいるという話を聞きました。また、保育所にも事情を問い合わせたところ、保育所では保育士の人材確保が難しく、受入れ体制が取れないことを村に報告しているという話も聞いていましたので、村長に状況確認を兼ね、村の姿勢をただすつもりだったからです。

前村長は、この件について、自分自身で何らかの確証を持って話をされたのか、もしくは待機児童問題はないという報告に基づいて話されたのか、この点を詳しく知るのは担当課長だと思いますので、前村長がなぜ待機児童はないと答弁したのか、担当課長に経緯を質問します。

そして、この12月に入り、私は役場窓口で保育所入所について担当者から話を聞いたところ、受入れできますという返答をいただきました。その情報を村民の方に流したところ、入所希望の保護者が役場窓口へ訪れ、申込みをされたそうです。そして、窓口では受入れできるという返答をもらったので就職活動をしますと私に連絡いただき、安堵した次第です。

来春の保育所入所に不安を抱えていらっしゃる村民の皆さんも、この質問に関心を持って注目していらっしゃると思いますので、改めて担当課長に、来春の入所希望に対し村としての対応を率直に説明願います。

渡辺村長は、議会冒頭の所信表明の中で待機児童問題について触れられました。私は

村長の言われたことに賛同しますが、今般、宮城、静岡、そして富山で不適切な保育問題を村としても避けて通るわけにはいかないと考えています。これらの事件はマスコミに取り上げられ、多くの保護者や保育関係者は不安と緊張感を持っていらっしゃると思うからです。

そして、世間一般では、待機児童問題と併せ、保育行政への関心が高まっています。なぜ事件が起こったのか、いろいろな要因が今後あぶり出されてくるものと考えますが、当事者だけに責任を押しつけることがあってはならないと私は思っています。

事件は残念としか言いようがありませんが、そこに見えてくるのは、適切な保育環境が整っていないのではないかとということです。そして、待機児童問題とも関連してくると私は思っています。受入れ現場である保育所に上から目線や周りからの待機児童解消を求めるプレッシャーや人材不足の中で緊張感を強いられる保育士の保育環境、保育所内の人間関係、そしてよく言われる保育士の処遇問題等々です。

保育所は、村の宝、ご家族の宝である小さな命を預かっているという使命感から、保育士さんたちは緊張感を持って日々を過ごしていらっしゃると思います。そして、保護者の皆さんは、それぞれの事情により、貴い幼い命を保育所に託されていると思います。お子さんを預けている保護者と保育所の間にお互い信頼関係がなければ、心配と不安しか残りません。お互い責任を押しつけ合い、疑念が積み重なることにより、事件が発生するのではないかと考えます。

子育てのご苦労は大変ですが、私も経験者の一人として思うことは、保護者の皆さんの人生を豊かにする大切な時間であると認識しています。そして、保育所で従事される保育士をはじめ関係者の方々の日々奮闘されている姿を見て、敬意を払いたいと思っています。

皆さんが育んでいるのは、品物ではなく、小さなかけがえのない命です。そこを包み込むのが政治責任であり、行政責任だと考えます。私はきれいごとを言っているのではなく、待機児童問題はそれだけ難しく重い問題であると申し上げているつもりです。

何ができるのか、それはまず保護者や保育所の両者に上から目線で指示し、決まり事を押しつけるのではなく、行政が両者と寄り添い、伴走しながら信頼関係を醸成し、問題解決に向けて両者とともに考え、方策を打ち出すことだと思います。

保育期の子どもたちはどんどん成長し、時間は止まってくれません。ですから、事は急を要すると考えるのです。自分たちに知恵がなければ、多方面からいろいろな人たち

の知恵を借り、舟橋村の子どもたちは舟橋村が責任を持って受け入れる子育てに優しい舟橋村づくりを継続することが舟橋村の地方創生政策にもつながります。

ですから、渡辺村長が所信表明で述べられました待機児童問題を人任せにせず、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきますことをお願いし、質問の最後に、村長から所信表明の決意をお聞かせいただければ幸いと考えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 6番竹島議員の質問にお答えいたします。

令和4年度は、待機児童問題については、保護者のご協力により、待機児童は発生していないと認識しております。

来年度の件につきましては、9月議会の竹島議員さんにも答弁させていただいた数字より、若干の変動がございました。その当時は、0歳児の入所見込みについては24名と仮定し、両園での受入れ可能という話をさせていただきました。今現在、担当者に聞きますと、27名入所希望があるとのことでした。

今後は、兄弟のいる、いない等を調査し、両園で受け入れていただくようお願いしてまいります。今月の12月中に会議を持ちまして、こども園とすきっぷ園の両園長を交えて協議の場を持ち、受入れするために役場当局として何ができるかを考えてまいりたいと考えております。

それを踏まえて令和5年度の新年度予算に反映させていただきたいと思っておりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどの6番竹島議員の決意表明のご要望にお答えをさせていただきます。

私自身、3児の父として、そして本年冒頭は待機児童の渦中の保護者として、この待機児童問題につきましては、当事者の方々にとりましては、先送りができない、今現在起きている問題として一刻の予断も許さない問題だというふうに認識をしております。

私自身、この問題に対しましては、不退転の覚悟を持って取り組む。そういった決意の下、引き続き進めさせていただきたいと考えております。

あわせて、今ほどのご質問にもございました保育行政への関心の高まりに対しまして、こちらは真摯に対応し、こども園、すきっぷ園、両園にはお願いすべきことはしつ

かりとお願いし、村として対応すべきことはしっかりと対応していく。その姿勢で臨みたいと考えております。

ひいては、この子育て世代の親御様のみならず、全ての村民の皆様が自身のライフスタイルを選択できる。そういった社会の実現につながると考えておりますので、引き続き議会議員の皆様方におかれましても、ご尽力、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 今ほどの答弁、ありがとうございます。前向きな答弁をいただきまして、感謝申し上げます。

今、田中生活環境課長から、待機児童問題がないというふうに言われたのは、育児休業延長補助金、村民の方に協力していただいているという、そういうことを含めて、それは待機児童じゃないんだというふうな、そういう答弁をいただきました。

私は、答弁におきまして、村民の皆さんが聞いておられるその印象ですね。要は、その待機児童問題はないというふうに言い切る答弁というのは、これは誤解を与えるだろうと。実際、村民の皆さんの中では混乱を来しております。そういう答弁を村当局がするというのは、甚だ問題ではないかと。また、そのお金が妥当性があるかどうか分かりませんが、お金を払っているから、それでこの問題は解消されたという、そういう認識は私は行政として甘いというふうに思います。

改めてそういう点につきまして、今後そういう答弁がないように、要は、住民の目線に沿った、そういう答弁をしていただきたいというふうに考えるんですが、担当課長に再度質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 竹島議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど、保護者の協力により、待機児童は発生していないということを申し上げました。それについては、待機児童問題としては、私自身、十分分かっておりますので。

去る10月3日に役場内で、こども園の窪田園長とすきっぷ園の中野園長を交えて、会議の場を設けさせていただきました。そのときに出た話で、どうすれば一人でも多くの子どもを預け入れることができるかという話をさせていただいたときには、数年前に行った、村で保育士を雇用し、こども園等に派遣した事業について、両園から賛同を得られましたので、今、予算に盛り込みたいと考えております。

また、すきっぷ園内で学童保育を今行っていていただいておりますが、令和6年度からは、ご存じのとおり、すきっぷ園の保育事業で、既存施設は全部使う可能性がございます。学童保育のスペースが不足するという事なので、令和5年度中に新設等も含めて検討し、よりよい子育て環境になるように努めております。

何も手をこまねているわけじゃなくて、一応両園長を含めて話し合いをさせていただいている状況ということをご認識いただいて、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（前原英石君） 5番 森 弘秋君。

○5番（森 弘秋君） 私からは、これから舟橋村を村長はどのように導くのかと通告しておりました。

先日発表がありました今年の漢字は「戦」でした。まさに何か我が村にぴったりの感じがします。

パワハラ問題から始まった序章「舟橋劇場」は一応終止符を打った感じがあります。第1回目の村長不信任案可決。村議会の解散。村議会の解散からは、私にはちょっと軌道が外れたかなという感じがしております。そして、議員の選挙。第2回の村長不信任可決。村長失職。村長選挙。ようやく終止符を打った感じであります。

しかし、一度どん底まで落ち込んだ舟橋村であります。さて、これからどうするか。この落ち込んだ日本一面積の小さな舟橋村をどう立て直すのか。

渡辺村長は「光りかがやく未来をえがく ふなはし新時代！」と銘打って公約を掲げられました。私は、新時代の幕明けであると称し、発想の転換で、可能性のある、村長は若いかどうか分かりませんが、若き村長に期待するわけであります。どのように輝かれるのか、まだまだ未知数であります。

私も以前から言っていましたが、世代間、地区間、出生地間の融和が大事である。これからが問題であります。この舟橋村の悪いイメージをどのようにして、どうして舟橋村を立て直すのか。どのように再生されるのか。

私は、過去に新・旧の人、「元村」の人との住民の隔たりが大きいことから、まずここから解消しなければならないと行政側に言ってきましたが、何の工夫もされなかったような気がします。

例えば、南北にある公園を利用したイベントの開催、老若男女が相集い楽しく遊べる催事など、世代間を超えた祭り事の実施等々、村長は、今、世代間、地区間、出生地間

の融和が大事であると言っておられます。まさにそのとおりであります。

再度申し上げます。村長は「光りかがやく未来をえがく ふなはし新時代！」と銘打ち、公約として、今ほど竹島議員もありましたが、4つの目標、「未来へと持続する村づくり」、2つ目、「子育てしたくなる村づくり」、3つ目、「高齢者にも安心な村づくり」、4つ目、「公平で透明な役場づくり」を掲げておられます。少々厳しいことを言いますが、お題目なら誰でもつくれる。お題目倒れにならないようにしていただきたい。

ただ、一度でできない。工程を立て、順次に目標に近づいてください。また、提案理由説明で言っておられるように、多くの時間を要することになると思います。言われるとおりです。昔から、ローマは一日に成らずであります。

私は、新時代の幕明けである。発想の転換で、可能性のある若き村長に期待をするが、どのように輝くのか、村長の方針、方向を伺います。

次に、特に村長が掲げた公約の中で、4つ目、「公平で透明な役場づくり」。その中で組織の姿勢を掲げておられますが、この公平で透明な役場づくりとは、具体的に何をするのか。

ただ、村長一人では何もできない。優秀なスタッフが必要であります。「公平で透明な役場づくり」とは、具体的に何をするのか。

某市で幼児虐待の事件がありました。その市長は、市長私をはじめ管理監督者にも責任があると言っておられました。当然です。

舟橋村のパワハラ問題も、村長、副村長もさることながら、時の管理者にも重大な落ち度があったと考えられます。連帯責任であります。私に言わせれば、「管理職にあって、管理者にあらず」です。見て見ぬふりをしていたのか。何をしていたんでしょう。自分たちの仕事として早いうちから関心を持ち、手を打つべきであったでしょう、こんな重大事故になる前に。

村長、あなたはどうしますか。終わった事件としないで、今後の未然防止を考えてください。

民間であったら、どのような手を打ったのでしょうか。村長は、民間の活力を導入する云々と言っていますけどね。

渡辺村長は、民間経営感覚のコスト管理意識、県、他町村との人材交流、連携強化等を言っておられるが、期待しております。パワハラ問題・事件が二度と起こらないため

にどうしますか。

管理監督者研修の実施も言っておられます。大いに賛成です。ただ、監督者研修を受講した管理者は、勉強になりました。当然ですが、だけでは済まされない。次に何をしなければならないかを考え、組織に生かさねばなりません。厳しいことを言いますが、役場内しか知らない。もっと外に目を向けて、外からの知恵、そういったものを引っ張ってくるべきです。

少々余談になりますが、私が、故金森村長でしたね、副村長を市、県から出向してもらえばどうかと言ったら、何と答えたと思います、時の村長は。外部人事は要らない。外部人事を引っ張ってきたら、内輪がうまくいかない。引っ張る気がないと。こんなことを言っているから、パワハラ事件が起きるんですよ。井の中の蛙大海を知らず。頑として受け入れてくれなかったですね、故金森村長はそれから。

前村長の古越氏にも数回話しました。けども彼は、打ても響かず、のれんに腕押しの状態でした。

考えて見れば、故金森村長が、時の副村長、古越さんですね、要らんと。こう言った人が村長になったんですから、当然かもしれません。若きバイタリティーのある村長に期待します。

終わります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 5番森議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、叱咤激励を含むご質問、ありがとうございました。

事前にいただいております質問の要旨に沿ってのお答えとなりますことを、まずはご了承ください。

まずは、どん底まで落ちた舟橋村をどのように再生、立て直すか、村長の方針はいかにということですが、ご指摘のとおり、今般のこの舟橋村行政、ひいては舟橋村に対しての認識は、内外ともに決して喜ばしい評価ではないという認識でございます。

この状況に対し、私自身、選挙期間においては、「再生」では、この舟橋村を立て直す、そういったことはかなわないと判断しておりました。したがって、私自身は「創生」という言葉を用いて、住民の皆様へこの舟橋村の立て直しを訴えておりました。

「再生」と「創生」は一見似た言葉であるかのように見受けられますが、「再生」につきましては、元の状態へと戻す、そういった意味合いが強いものと考えております。

元の状態に戻すということは、ご承知のとおり、不正や隠ぺいがまかり通る状態になると考えております。「創生」という言葉は、もちろん新たなものをつくり上げるという意味ではございますが、私自身においては、過去の慣習・慣例にとらわれないという意味とも捉えております。

すなわち、この舟橋村の立て直しにおいては、例外なく挑戦的に進めるという気概で取り組む覚悟でございます。聖域なき改革を、役場組織内、人事や制度、様々な仕組みにおいて推し進めていく所存でございます。

同時に、自身が村内の住宅を一軒一軒訪問させていただいた際には、多くの苦言や意見も実際として伝えられております。これは間違いのない、住民の皆様からの声でございますので、真摯に答えていくことに注力してまいりたいと思っております。

また、「公平で透明な役場づくり」に関しましてであります、「公平」に関しましては、役場外に対しては、一部の住民にとっての役場組織となることのないように、そして一部の方の利益誘導となることのない、そういった組織運営に努めてまいりたいと思っております。

一方、役場内部に目を向けて考えると、一部の方の価値観や自己顕示欲で評価される人事評価ではなく、この舟橋村行政、舟橋村のために尽力される職員さんが評価される状態を公平と捉えております。そのために、先般よりお伝えしておりました、私自身が公平な目線で職員の皆様を評価できるよう、村長室、村長席を適切な場所に移動させることを検討していきたいと考えております。

あわせて、「透明な役場づくり」につきましては、言葉どおりの、役場の情報が一目で分かる状況を整えていく、そういったことを示しております。この情報の開示がなされない限り、申し上げましたとおり、一部の住民の方のための役場組織からの脱却はかなわないと、そのように考えております。

今後より一層の情報の開示が必要と認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 4番田村馨でございます。

まずは質問に先立ち、このたびの村議会議員選挙におきまして、無投票ではありましたが、2度目の当選を得ることができました。この上は、公約を守り、皆様のご信頼に応えるべく、ただ実践あるのみと決意を新たにしている次第でございます。応援していた

だいた皆様方の期待に報いるためにも、よき皆様の代弁者となり、ひいては公約を実現するためにも、身命を賭してやり抜く覚悟であります。今後とも、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私からは補聴器購入費の助成と国民健康保険税の子どもの均等割減免、これの2件について質問いたします。

まずは補聴器の購入の件についてであります。

70歳以上の高齢者の約半数がなると言われる加齢性難聴。人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。

言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで、認知症のリスクが高まります。

難聴になったら、早期に補聴器を使用することが聞こえの改善にとっても大切ではないでしょうか。しかし、補聴器は15万円から30万円ほどと大変高価であり、年金暮らしの高齢者には手が届きません。

他の自治体での取組事例として、北海道北見市では、高齢者福祉サービスとして、補装具を購入することが経済的に困難な高齢者に補聴器などを支給されています。対象者は70歳以上の在宅の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方。補聴器は両耳の聴力損失が40デシベル以上の方。補装具の種類は補聴器で高度難聴用ポケット型が現物支給されています。

そこで、当局にお尋ねいたします。

まず1つ目、70歳以上で難聴障害者の方はどのくらいおられますか。2番目、加齢性難聴になると、高齢になったからとか補聴器の値段で購入を諦めている方もいるかと思いますが、認知症から守る、村のこうした方への対応はどうなっておるのでしょうか。3番目、介護保険対応の補装具の中に補聴器などは含まれていますか。

また、東京都江東区の中等度難聴児補聴器購入費支給では、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児の方に補聴器の購入費用の一部を支給することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力の向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援するとしています。

対象は、次のいずれにも該当する児童になります。江東区内在住の18歳未満の児童生徒。身体障害者手帳の交付対象ではないこと。両耳の聴力レベルがおおむね30デシ

ベル以上であること。補聴器の装着により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること。

支給額は、基準額と補聴器の購入費用を比較して少ないほうの額の9割。区民税非課税世帯、生活保護世帯は10割の対応をしています。

そこで、お尋ねします。

まず1つ目、18歳未満の難聴児の子どもたちで、こうした対応が求められている子どもたちは、現在村の中におられるのでしょうか。2番目、難聴児童の健全な発達を支援する中等度難聴児補聴器購入費支給制度の検討が必要と思いますが、所見を伺います。

次は、国民健康保険税の均等割の件でございます。

様々な税金や社会保険料の中でも負担が重いのが国保税であります。もともと高い国保税ですが、特に均等割は、所得がゼロの世帯にも所得が減った世帯にも、負担が重くのしかかってきます。生まれたばかりの赤ちゃんにも、生まれてすぐ5万円程度の保険税が発生します。0歳児を含めた家族一人一人に均等にかかるため、子どもが多い家庭ほど国保税が高くなってきます。

子どもの均等割の減免については、これまでも何度か本会議で、私、取り上げてきました。全国知事会や市町村会等からも要望が出されております。

国においても、2022年度から、未就学児までですが、国保税の均等割額の5割を公費で軽減します。7割、5割、2割の軽減措置がされている世帯には、そこからさらに上乗せをされます。

国民健康保険に新たな公費を投入することは、一步前進ではあります。しかし、軽減の対象が未就学児までにとどまるのなら、子育て支援策としては十分とは言えません。

私ども日本共産党にも、私の家族は子どもが4人、高校生からお金が、教育費がすごくかかる。この国では、子どもは1人だけとなっても仕方がないと思います。あるいは、子育て支援は、中学校までは学費等あまりお金がかからないが、高校から必要ですなどの声が寄せられています。

こうした子育て中の皆さんの声からも分かるように、子どもが成長するに従って、家計への負担は重くなっていきます。

独自に減免している自治体もあります。一宮市や大府市では、所得制限なしで18歳未満の子どもを均等割の減免の対象にしています。政令市では、仙台市が子育て支援として18歳まで均等割を3割軽減しています。

そこで、お尋ねします。

コロナ禍での生活支援、そして子育て支援を進めるために、国民健康保険税の均等割減免について、対象を未就学児童に限定しないで、18歳まで対象を拡大して実施する考えはありますか、所見をお伺いします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 4番田村議員の補聴器購入資金助成制度や中等度難聴児補聴器購入費支給についてのご質問にお答えいたします。

70歳以上で難聴障害者は、現在5名と聞いております。

加齢性難聴の方に対する村の対応ですが、9月議会で加藤議員の答弁でもお答えしておりますが、来年度に、65歳以上の方に実施しておりますおたっしゅチェックリストに耳の聞こえ調査票を同封し、スクリーニングを行い、必要と判断した場合は、医療機関受診を勧奨する予定であります。

介護保険に補装具として補聴器が含まれるかの問いに対しましては、介護保険の対応補装具に補聴器は含まれないとのことでありました。

令和5年度は実態把握に努め、同時に他の自治体の先駆的な事例を参考に検討させていただきたいと思っております。

18歳未満の難聴児については、今現在おりません。

難聴児童の補聴器購入支給制度についてですが、村としては、新生児聴覚検査費用助成を行っており、1歳6か月健診や3歳児健診でも簡単な検査を行っております。

新生児聴覚検査費用助成が始まり10年以上経過しますが、これまで難聴児はいませんでした。しかし、難聴を発見し早期対応するためには受皿となるものが必要であり、教育委員会等と連携を図り、対応を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、国民健康保険料の子どもの均等割減免についてですが、現在のところ、未就学児童から拡大する検討はしておりません。

その理由として、村の国民健康保険事業の運営状況がございます。医療費は年々増加傾向であり、医療費分の財源として充てております保険税を引き下げると、赤字運営となるおそれもございます。財政的に非常に厳しい状況であり、今すぐに均等割減免へ取り組むことは困難な状況であることをご理解願います。

ただ、周辺市町の状況を見て、中新川郡内等で実施の動きがあれば積極的に実施を検討してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

まして、答弁いたします。

○議長（前原英石君） 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

まず、国保税の均等割の件についてなんですが、大変財政的に厳しいという意見は聞きましたが、やはり18歳までの均等割ですね。これを実現することによって、大変大きな子育ての支援につながるのではないかと。

本村独自の上乗せ、財政上の問題もあるかとは思いますが、今後ぜひ検討していただきたいと、まず要望させていただきます。

次に、補聴器の助成制度についてでございます。

この補聴器の支給制度というのは、耳の不自由な高齢者の方に対して補聴器を支給することにより、家庭並びに地域社会での交流を促進させる、また高齢者福祉の向上を図ることを目的とするとされております。

助成制度や購入費支給制度、これをぜひ確立していただくようお願いします。私からの要望でございます。

では、私からの質問を終わります。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 田村議員さんの再質問についてお答えします。

国保会計は特別会計であり、それぞれ歳入、歳出がございます。単独の会計として運営しております。

一般会計からの繰入金については、今現在、基準に合ったもので、ルールに基づいたものでございます。

単独会計なので、各年度の歳入から歳出を引いた繰越金が数百万程度でございます。

財政調整基金として1,200万円ございますが、コロナ禍前の1か月の医療関係の村負担分の支払いが多いときは1,000万を超えているのが現実でございます。基金として1,200万というのは、あまり多くない基金でございます。

そのような中で、今行っている未収額の均等割減免については、国、県からの補助があり、保険料としては大きく下がることはありませんが、18歳まで拡大した場合、村単独の経費となり、補助等はございません。

というと、歳入に穴が空けば埋めなくてはなりません。余裕のない会計なので、一般会計からルール外の繰り出しとなります。他会計である一般会計から支出となると、恩

恵を受ける村国保の加入者以外の方のことも考慮しなければなりません。

国保以外の18歳までの被保険者が680人近くいます。税金を投入するという公平性の観点から、その方の手当ても考えなくてはなりません。ということで、村としては単独の減免を考えていないという状況になっております。

このような経緯を踏まえて、全国町村会などを通じて国保の財政負担を国にお願いしてまいりますので、また議員のご理解、ご協力をお願い申し上げて、あと補聴器については、来年度調査をいたしますので、それを踏まえて、また検討させていただきます。よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（前原英石君） 3番 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 3番加藤智恵子です。私からは、子育てに関連した保育所の見える化についてと高齢者の介護予防対策について質問させていただきます。

まず初めに、静岡県裾野市の保育所において不適切な保育が行われていたという事案が発生しました。このほか、富山市の認定こども園や宮城県仙台市の企業主導型保育所においても不適切な保育が行われていたという事案が発生するなど、全国で同様の事案が相次いでいます。

こうしたことから、12月7日、厚生労働省子ども家庭局保育課から、改めて「保育所等における虐待等に関する対応について」の留意事項等を整理した事務連絡を発出し、各自治体及び保育所等に対して周知徹底を依頼されました。

多くの保育所においては適切に保育を行っていただいているものと考えていますが、このような事案が全国的に発生していると、自分の子どもは大丈夫なのかと不安になれる方もおられると思います。

保育所は働く親を支える社会インフラであり、保育士さんは地域、社会を支える大切なエッセンシャルワーカーです。保護者と保育所はお互いの信頼関係で成り立っており、保護者は保育士さんに保育の悩みを相談して、親子共々助けていただいたりしています。

このように保育所と保護者の良好な関係でも、子どもの様子に、いつもとちょっと違うぞと感じたことがあるかもしれません。保護者は、日中の保育を見ることはできませんが、見守りカメラで子どもの様子を見ることができれば安心できます。

保育所を見守りカメラも使って見える化することは、子ども、保育所、保護者にメリットがあります。

令和3年12月定例会で、次のようにカメラの設置を提案させていただきました。読み上げます。

「両保育園に防犯カメラの設置を提案します。防犯カメラの設置は、外部からの不審者の侵入に対する抑止力になることはもちろん、個々の保育対応が重なり、不可抗力として保育士の目の届かないときの事故等の検証ができることから、保育士を守ることにもつながります。また、そのことが保護者の安心感にもつながり、有効な方法として各地の保育所で導入が進んでいます。本村の2園についても早期の導入に向けて検討すべきであると考えますが、当局のお考えをお聞かせください」という内容でした。

このときのカメラの導入状況や見つかった課題等をお伺いします。

今年はこのような事案があったため、保護者から、カメラを見守りカメラとして保護者も見ることができるよう改善を要望する声が多く聞かれています。当局の考えを伺います。

次に、高齢者対策として、介護予防とeスポーツについてです。

富山県厚生部高齢福祉課では、要介護者が増加して介護保険がパンクしないように、介護予防に力を入れるという大きな政策目標があります。従来は高齢者向けの百歳体操などを行っていたのですが、どうしても内容がマンネリ化してしまい、参加者が増えない状況でした。

マンネリを打破するツールとして、eスポーツが期待できるらしいということが分かり、県内各地で体験会が行われるようになりました。体験会では、今まで出てこられなかった男性も参加されておられるという情報もあります。

高齢福祉課からeスポーツ体験会の案内があり、本村の老人クラブも体験会の申込みを行いました。老人クラブだけでなく、65歳以上の方々に声をかけて、一緒にeスポーツ体験会を3回行いました。

1回目は10月3日、2回目は11月7日に高齢者だけで行いました。ゲームに多少の抵抗があったりする方も、実際にゲームをしたら楽しかったと好評でした。3回目は、高齢福祉課の勧めもあって、すきっぷ園さんの協力の下に、学童保育の子どもたち、小学校1・2年生12人と交流会を行いました。高齢者は、子どもたちからゲームのコツを教えてもらったり、その他会話も弾み、双方に好評でした。

県内では来月、射水市でeスポーツ全国大会が行われる予定になっています。

eゲームの設備としては、家庭用ゲームソフト1台5万円をテレビにつなぐだけでも

実施できるそうです。

高齢福祉課では、まだ高齢者とeスポーツ事業は始まったばかりなので、eスポーツに熱心に取り組んだ高齢者の介護認定の割合が下がったという数字やデータはできていません。しかし、まずは理屈抜きで楽しむということを目指し、それが介護予防につながっていくという気持ちで進めていくのがよいと思いますとのことでした。

本村でも、今後、異世代の仲間が集まって、eスポーツを楽しめる集いの場をつくっていただくことを希望します。当局のお考えを伺います。お願いします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 3番加藤議員の保育所・保育の見える化についての質問にお答えいたします。

議員の提案により、すきっぷ園には防犯カメラを設置いたしました。こども園にも設置を再度依頼したいと考えております。

ただし、見守りカメラとなると、保護者からは自由に見ることができますが、プライバシーの問題がついてまいります。他の保護者に我が子の日常を見られるのを嫌がる人もいると考えられます。

カメラの映像を見ることで、逆に不安になる場合も予想されます。保護者によっては、偶然見始めた場面からの断片的な映像で、うちの子はいつも放置されているのではないかと、友達とけんかして先生はなぜすぐ止めないのか等、保育園に不信感を抱いてしまうことも出てくるのではないかと思います。

見守りカメラをつけるよりも、保育士との信頼関係構築のほうが保護者の安心につながると考えます。日頃の保育士と保護者のコミュニケーションが取りやすい環境づくりが重要であります。

今はコロナ禍で厳しい部分もありますが、送迎時に直接対話で話せる時間を持つことも一つだと考えております。保育士が保護者や子どもとゆったりした気持ちで関わり、日常の様子を伝える中で、一緒に成長を喜んだり、時には悩みを共有しながら、保護者の皆さんに寄り添い、一緒に子育てしていると感じられることが何よりも大切であると考えております。

村としては、防犯カメラの設置をもって、子ども、保護者、保育士の安心が保たれるものとし、見守りカメラへの設定の変更については、現時点では必要ないものと考えております。

今年取り付けたカメラのチェックについては、必要となる事案がなかったため、検証は行っておりません。また、死角についても、全部を撮影することは困難であり、今現在撮影できなくて困った事案は起きておりませんが、今後問題があれば増設等を検討してまいります。

続きまして、eスポーツの件についてですが、eスポーツについては、関心を持つ方がいれば新しい通いの場となる可能性もあり、脳トレの認知症予防やなかなか進まない通いの場への男性参加者獲得など重要な役割も考えられます。また、普及を目指すのであれば、まずは老人クラブ連合会等でモデルとして実施され、実践希望等の調査を行い、効果が期待されると判断した場合は実施に向け検討していくことが考えられます。

村社会福祉協議会と連携し、モデルとして行う場として老人クラブ連合会の行事や月イチ園むすびを含む異世代交流の場、地域包括支援センターの一般介護予防教室等で検討してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（前原英石君） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時10分までといたします。

午前11時04分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 1番小杉知弘です。一般質問の前に簡単にご挨拶をさせていただきます。

先月末の補欠選挙にて当選させていただきました小杉知弘と申します。村民の皆様が作り上げてきた舟橋村のたくさんの魅力を、さらにすてきな魅力になるよう、もっとすてきな魅力になるよう村政に関わらせていただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、通告どおり2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、こども医療費助成の年齢制限についてです。

現在15歳年度末までの助成を18歳年度末まで引き上げることにに関して、村長のご意見を伺わせていただきたいと思います。

本村は富山市のベッドタウンとして子育て世代が多く住んでおり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが村の総合計画においても重要課題として位置づけられています。私も2児の父親として村の子育て支援に大変お世話になっております。

子育て支援の充実が舟橋村の魅力の一つであることは間違いありませんし、アンケートでも村内外に発信すべきものとの回答が3割を超えているようです。

現在、主な支援として、妊産婦や乳幼児に対する健診の充実、乳幼児に対する医療費の助成、子育てサポーターの養成、延長保育や病児保育、学童保育の実施などが挙げられ、小学校低学年までの支援は非常に充実していると思います。

一方で、小学校高学年以上の子どもを持つ親に対する経済的な支援は改善の余地があるのではないかと考えます。

少し古い資料になりますが、2005年の内閣府による「社会全体の子育て費用に関する調査研究」において、子ども1人当たりの子育て費用は0歳から5歳までは年間115万円であるのに対し、15歳から17歳では2倍に近い218万円となっています。

先ほど田村議員も話されていましたが、このことから、より年齢の高い子どもを持つ親への経済支援が非常に大切であることがお分かりいただけると思います。

また、県内の市町村においては、滑川市、黒部市、小矢部市、入善町、朝日町が既に通院、入院とも18歳年度末までの医療費助成を行っています。全国的に見ても、全国1,741市町村のうち約半数の892市町村が入院に対する助成を行っています。

子育て支援の充実を掲げる本村にとって、18歳年度末までの医療費援助は必須であると考えます。

物価の上昇や電気料金の値上げなど家庭の出費が増える傾向にあり、ますますの家計への圧迫が懸念されます。まずは、どんな家庭の子どもでも平等に医療が受けられる体制を整えていただければと思います。

以上がこども医療費助成の年齢制限を上げることにに対する質問になります。

次に2点目の質問です。2点目は道路整備に関する質問です。

総合計画において快適で安全な道路整備がうたわれておりますが、ここで示されている計画性について、具体的なビジョンと申しますか、長期的な構想があれば教えていた

だきたいと思います。もしそういったものがないようであれば、長期的な構想を策定する検討委員会等の設置が必要と感じますが、この点についてご意見を伺わせていただければと思います。

私は役場に来る際、竹内の交差点から駅前を通り役場に来ます。歩道部はタイルで整備され、夜も暖かいオレンジ色に照らされてすてきな景観をつくっていると思います。舟橋村の景観の中で私が好きな場所の一つになっています。

しかし、もう少し丁寧に観察したり、もう少し範囲を広げて村全体を観察した場合はどうでしょうか。歩道部のタイルはかなりの量が割れています。補修されている箇所もありますが、タイルの色が違っていたり、場所によってはコンクリートで埋めただけといった場所もありました。また、富山県道を外れると、タイル舗装ではなくなってしまうのも残念なところでもあります。

街灯については、竹内の交差点から中学校まで、それからオレンジロードはおしゃれなオレンジ色の街灯ですが、村内のそれ以外の範囲に至っては白色のLEDライトが増えています。

私が本日お話ししたいのは、破損部はすぐに直してください、村道も県道と合わせた舗装にしてください、街灯の色はそろえてくださいといった短期的な話ではなくて、もう少し長い目で、村の道路をどのように管理して造っていくかといったことを議論すべきではないかということです。村長が先ほど答弁で話されていたように、再生ではなく創生ということになると思います。

例えば先ほどお話ししたタイルの破損ですが、このままつぎはぎの補修を続けるのか、それとも新しい材料に更新していくのか、もしくはタイルではなく、水害に対応した材料に更新して災害対策を同時に行うこともできるかもしれません。

街灯に関しても、街灯の光の色を村全体でそろえるのか、それとも地区ごとや道路の特性で色を変えるのか、またこの時期になると暗くなるのが早く、学生が歩行するにはかなり暗い道も散見されます。街灯を増やすといった検討も必要だと思います。当然、街灯を増やせばランニングコストが上がってしまうので、湯めぐち付近のようなソーラー発電タイプの街灯への更新を検討してもよいかもしれません。

ほかにも、ガードレールの色が茶色から突然白に変わる場所があったり、ガードレールの高さが違っていたりする場所もあります。

これから本格的な冬を迎えます。融雪装置の設置も検討する必要があると思います。

道路脇の水路の転落防止対策も議論が必要だと思います。当然、各自治会からの道路の補修要請の対応も必要です。お金の議論も必要だと思います。

先ほど話題に出した駅前から古海老江に抜ける道は、村道ではなく県道であるため、県との連携、調整も必要でしょう。

このように道路整備に関することは非常に多岐にわたっており、多方面から議論し考える必要があると思います。

私としては、道路整備において景観や災害対策、村の予算など総合的な目で計画し、長期的な構想を示すことが必要であり、検討委員会等の設置が必要と考えています。

それについて、村長のご意見を伺えればと存じます。

以上2点が私からの質問になります。

ありがとうございました。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） それでは、1番小杉議員の、まずはこども医療費助成の年齢制限の引上げについて、ご質問にお答えさせていただきます。

少子高齢化により人口減少が進む中、全国でも多くの自治体で子ども医療費の助成制度が実施され、子どもの健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしてきております。

舟橋村のこども医療費につきましては、適切な医療を確保し子育て支援を推進するため、舟橋村こども医療費助成に関する条例施行規則第6条により、対象者は乳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日とすとなっております。

子ども医療費助成については、全国的にも対象年齢の引上げが要望されてきている中、富山県の自治体の対象年齢を見ると、令和4年10月1日現在、舟橋村を含む4市町村が0歳から中学3年生まで、8市町が0歳から18歳到達後の3月31日まで、3市が0歳から高校生相当までに検討、もしくは今後実施する予定としているという状況でございます。今後も対象年齢を拡大する動きは進むものと考えております。

村では、令和3年3月に改定した第5次総合計画の重点プロジェクトの一つとして子育て・教育環境の充実を掲げており、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでおります。

子育て世代が舟橋村で安心して子育てができるよう、こども医療費助成の対象につきましては、引き上げることで対応していきたいと考えておりますので、議員各位のご理

解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、道路整備に関する長期的な構想についてのご質問にお答えをさせていただきます。

人口減少、少子高齢化が進む中で今後も続くと思われる厳しい財政状況の中、道路、橋梁などを含めた公共施設に対しての優先順位を設定し、マネジメントをする必要がございます。

今後の道路整備を進める中で、十分な費用対効果を得ることや持続可能なインフラ整備のためにも、令和3年度に舟橋村管内村道実態調査委託業務を実施し、より多くの意見を聴取するためにも、学識経験者をはじめ村議会議員、行政機関、オブザーバーの合計7名の委員を選定し、有識者会議を進めておりました。

令和3年7月29日及び令和3年11月11日に合計2回の有識者会議を開催した結果、すぐに改良を要する路線についてはなかったことから早急な対応の必要性はなかったものの、部分改良の必要な路線が11路線ほか、村道等への承認が必要と思われる路線が1路線、合計12路線が候補路線として抽出されました。

その中で一番優先順位が高かった村道等への承認が必要と思われる路線1路線を令和4年3月18日に村道認定し、現在村道竹内中央線となっております。

今年度は村道竹内中央線道路改良工事の測量設計業務を委託しており、現道幅員3.6メートルに対して今後必要になってくる道路幅員を検討し、令和5年度には拡幅に必要な用地買収を計画しております。その後、令和6年度には道路改良工事を実施する予定となっております。

村道竹内中央線の道路改良完了後は、報告書で提示されている残りの部分改良の必要な路線11路線を中心に、地区の要望等を踏まえて検討していく必要があると考えております。

議員のご指摘の検討委員会の設置につきましては、長期の計画という観点において引き続き対応を進めていく中で、必要とあれば設置を検討していきたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） まずは、1点目のこども医療費助成の年齢制限を上げることに對する村長の前向きなご意見、ありがとうございます。

一方で、財政面の問題等ございます。所得制限を設けるのか等々、検討があると思

ますが、よろしくお願ひいたします。

2点目の道路整備につきましては、令和5年度、6年度の道路改良の件、承知いたしました。例えば道路の舗装の中で、通常のアスファルト舗装にするのか、それとも災害対策をするために少し浸透性のあるアスファルトにするのかといったところを、なるべく早く、全体で村として道路舗装をどうしていくのか、長期的なビジョンを決めていく中で、やはりそういう部分的な改良をしていく必要があるのかなと思いますので、ぜひとも検討委員会の設置のほうも進めていただければと思います。

以上です。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどご質問いただきました検討委員会につきましては、小杉議員のおっしゃるような観点から鑑みて、必要に応じて設置を前向きに検討していきたいと考えておりますので、またご理解のほどよろしくお願ひいたしますということをお伝えさせていただきます。答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 2番 古川元規君。

○2番（古川元規君） 2番古川元規です。

前回の9月議会より、議会の解散、また議員選挙を含めまして、2回の不信任決議、そしてその後の古越村長失職に伴う村長選挙と議員補欠選挙が行われました。まずは、その選挙におきまして、見事当選を果たされました渡辺新村長、そして新たに議員に加わられました小杉議員にお祝いを申し上げたいと思います。

現在舟橋村は名誉とは言えない事態で全国的な注目を集めておりますが、ぜひとも若い力でこのピンチをチャンスに変え、村長の掲げる「ふなはし新時代」を築いていただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、私から2点質問をさせていただきます。

1点目は「ふなはし新時代」へ向けたロードマップについてでございます。

渡辺村長は、「未来へと持続する村づくり」「子育てしたくなる村づくり」「高齢者にも安心な村づくり」「公平で透明な役場づくり」の4つの柱を公約として実現することで「ふなはし新時代」の実現を目指すということかと思いますが、当然ながら、すぐには実現できないこともあれば、拙速に進めることで、かえって実現が困難になるようなものもあるかと思われます。

既に短期的な実現を目指すものと中長期的な実現を目指すものとで分けて考えては

おられるようですが、短期にしても、また中長期にしましても、実際に職務に当たる職員や、その政策に最も関わることとなる村民の声を聞きながら進めていく必要があるかと思えます。

私の愛読書でもあります「孫子」に「算多きは勝ち、算少なきは勝たず」と申します。最近では自他ともにロードマップを示せとばかり言っている印象の私ではありますが、ここでも再度言わせていただきたいと思えます。

村長候補者から実際に村長となられ、見える世界も変わる中で、まずは自らが掲げたゴールに向けての現状を把握し、その上で、再度、公約実現に向けた道筋をロードマップとして示すことが最重要であると考えますが、渡辺村長の考えをお伺いしたいと思います。

また、私の考えに理解をいただけるのであれば、そのロードマップはいつ頃明示していただけるのかということについても、展望があれば重ねてお伺いしたいと思います。

続けて、2点目です。政策参与の活用について質問をさせていただきます。

古越前村長時代に政策参与という役職がつくられ、結果の是非は別としましても、そのおかげで第三者委員会による報告書がまとめられ、舟橋村役場の内情が、氷山の一角かもしれないとはいえ、明らかとされました。

これまでのように、村長よりも参与のほうが役場に滞在している時間が長いのではないかというようなことは論外ではありますし、そのように常勤をお願いするということは、本来の参与という役職を置く趣旨とは異なると思えますが、新しい政策を進めていくに当たって、職員以外の分野別の専門家の知見や助言を借り、村長直属の諮問機関としての役割を果たすことこそが本来の参与の役割であると考えます。

ですので、実現したい政策分野ごとに村の内外から参与を招集すべきと考えますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

また、現在、政策アドバイザーと政策参与という2つの役職がありますが、今後どのように使い分けていくのか。そのことについても、併せてお伺いをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） それでは、2番古川議員の「ふなはし新時代」に向けたロードマップについてのご質問にお答えをさせていただきます。

公約実現へのロードマップにつきましては、ご指摘のとおり、重要な指標になるものと考えております。まずは、そのロードマップの明示を対応させていただくという前提で、各柱における政策の時期についての回答をさせていただきます。

4本の柱のうち最も早く取り組むべきと考えておりますのは、「公平で透明な役場づくり」における役場内の組織改革を念頭に置いております。

今後政策を実現していく上で、私一人でなし得ることは到底できないことが多いと認識をしております。もとより役場組織として取り組むべき事案が多いものと考えております。すなわち、政策を実現していく土台には、正常な役場組織が前提として必要であると考えております。

今日現在、組織改革を進める上で、役場内の職員との面談の実施、職員向けの研修を実施しているコンサルタントとの情報の共有、ハラスメント報告書の作成におけるヒアリング資料を基に、組織改革の前段における個々の職員の人間性の把握等に努めております。

組織改革につきましては、令和5年度中に大きな改革の断行をさせていただく想定で自身としては考えております。その手法については、新しい組織編成を含む配属の変更、人事評価制度の構築、職員の外部登用と外部出向と、以上のことを進めさせていただきながら、状況を勘案しながら引き続き令和6年度以降の対応策も検討していきたいと考えております。

次いで、自身の掲げたその他の公約について、ロードマップのご明示につきましては来年度予算の策定時にお示ししたいと考えております。

短期実現目標事案のうち、予算のかからない案件につきましては年度内の実施、予算立てが必要なものにつきましては2年以内の実現をめどに考えております。是非の検討を進める事案につきましては令和5年度より検討を進めていきたいと考えております。

そのため、来年度予算の中に今後予算立てを行う必要のあるものは、今後議会議員の皆様にもご意見を諮りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、政策参与の活用についてお答えをさせていただきます。

現在に至るまで政策参与は、ハラスメント報告書の作成、こちらにつきましては完遂されております。地方創生事業の報告書の作成、こちらは今月中に報告書ができ上がるというふうに伺っております、についてご尽力いただいておりますが、ご指摘のとおり、政策参与という役職についての本来の趣旨とは異なる部分があったものと、そうい

う認識を持っております。

今後は、古川議員のご指摘の各政策分野に応じて参与を招集するという方針につきましては、ご指摘の対応方法ももちろん選択肢に置きながら適時進めるべきものと考えております。同時に、政策参与職について、与えられた権限等不明な箇所も散見され、未整備の部分に問題があるように見受けられますので、こちらについては、今後参与の運用を行いながら実情に即した形態を整えていく、そういった必要があるものと考えております。

続いて、政策アドバイザーについての現状の確認を行いました。本年は職員向けの研修プログラムの実施を行っていただいております、その内容につきましては、現在役場内職員に必要と思われる要素の研修を行っていただいております。

しかしながら、政策アドバイザーという役職名と実施業務においては差異があるように感じるため、同様に古川議員におかれましても、政策参与と政策アドバイザーとの違いや使い分けについてのご指摘がなされたものと考えております。

今後は、政策参与につきましては政策の遂行に当たり必要に応じて助言をいただくこととし、政策アドバイザーについては実情に応じて名称の変更を検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 古川元規君。

○2番（古川元規君） 今ほどは大変明快な答弁、また前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目につきましてですけれども、役場づくり、組織改革が第1番目に必要だということは、まさしくそのとおりであるかというふうに思います。

しかし、周りが非常に早い成果を求める中、大変、それを急ぐというのも分かるんですけれども、やはり何よりも共に歩むということも大事かと思っておりますので、ここはあまり焦らず、戦略的に計画を練り上げていただければいいのかなというふうにも思います。

もちろん、すぐに取りかかれることは取りかかったほうがいいとは思いますが、しっかりと方向性を定めていく時期かなというふうにも思いますので、じっくり進めていただければなというふうに思います。

続きまして、2点目につきましてですけれども、参与とアドバイザーをまずしっかりとすみ分けさせていくということ、非常にいいなというふうに思います。

また、政策参与の在り方についても、おおむね賛同いただけたのかなというふうに思いますし、具体的な人事につきましては、村長自身の腹案等もあることかと思えますけれども、例えばでご提案させていただきたいなと思えますのは、今回の村長選挙で700票以上獲得しました酒井候補、長年JAで勤められた農業の専門家でもあります。報道の中では、本人も、今後も村のために活動をしていきたいという趣旨の前向きな発言をされておられました。

考えは違う部分があるといっても、村民から700票以上の票を得たということは間違いのない事実ではありますし、またその考えや思いを取り入れ、一刻も早い、そんな融和を図っていくためにも、もちろん本人の意向もあるんですけども、ここは酒井氏を農業政策参与として迎えることを検討してはどうかということをご提案させていただきたいと思えますが、そのことについてのお考えをお聞かせいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 改めまして、古川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、冒頭にお話をいただきました、役場の職員の皆様とともに歩むという意味においてもしっかりと進めていただきたいという旨、私も皆様とともに進める上で、こういった、今ほどお伝えいたしました改革のほうを進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、今ほどのご意見もしっかりと、私自身、肝に銘じて進めてまいることをお伝えさせていただきます。

そして、2点目にお伝えいただきました、村長選挙においての相手候補様においてなんですけれども、私自身、メディアを通して、今後も村のために活動していきたいという旨ご発言がなされたことは承知してございます。

私の思いとしては、やはりこの舟橋村、ひいては舟橋村民の皆様にとってよりよくなるという、よりよくしていきたいと、そういった思いがある方に対しましては、ぜひともこの村のために参画いただく機会を提供すべきものというふうに考えております。

しかしながら、先方もおられるお話でございまして、今のこの段においては、役職であったり、時期であったりということの明言はいたしかねますが、しばらく時間をおきまして、お話をする機会がいただけるというのであれば、まずは先方様の思いもお伺いし、私の思いもお伝えし、そして自身の政策や公約に共感いただけるということでございましたら、その時期に応じてまた検討したいと、そのように考えておりますので、

以上の点、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（前原英石君） 次に、ただいま議題となっております議案第34号から議案第41号までは、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時46分 散会